

議案第56号

大田原市税条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年9月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市税条例の一部を改正する条例

大田原市税条例（昭和30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第34条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第42条第2項及び第3項を削る。

第66条第2項及び第3項を削る。

第78条第2号イを次のように改める。

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第9項」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

6 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第42条第2項及び第3項並びに第66条第2項及び第3項を削る改正規定、第78条の改正規定及び附則第4条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大田原市税条例（以下「新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条に規定する施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後

の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第78条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。